

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>（運用の方法の選定及び提示）</p> <p>第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの（次条第一項において「対象運用方法」という。）を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあつては、二以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところによ</p>	<p>（運用の方法の選定及び提示）</p> <p>第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの（次条第一項において「対象運用方法」という。）を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、三以上（簡易企業型年金を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う簡易企業型年金を実施する事業主を含む。）にあつては、二以上）で選定し、企業型年金規約で定めるところによ</p>	<p>（運用の方法の選定及び提示）</p> <p>第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。）は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるものを企業型年金規約で定めるところに従つて少なくとも三以上選定し、企業型年金加入者等に提示しなければならぬ。この場合において、その提示する運用の方法（第二十五条第二項及び第二十六条において「提示運用方法」という。）のうちいづれが一以上のものは、元本が確保される運用の方法として政令で定めるものでなければならぬ。</p>

<p>3 (略)</p>	<p>り、企業型年金加入者等に提示しなければならない。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないこと、その運用の方法のうちいずれか一以上のものは元本が確保される運用の方法として政令で定めるものであることその他政令で定める基準に従って行われなければならない。</p>
<p>3 企業型運用関連運営管理機関等は、前二項の規定により運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。</p>	<p>り、企業型年金加入者等に提示しなければならない。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>2 前項の規定による運用の方法の選定は、その運用から生ずると見込まれる収益の率、収益の変動の可能性その他の収益の性質が類似していないことその他政令で定める基準に従って行われなければならない。</p>
<p>2 企業型運用関連運営管理機関等は、前項の運用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用に関する専門的な知見に基づいて、これを行わなければならない。</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p>